

引っ越しトラブル 契約前に留意点確認を

転勤、就職、進学などに伴って引っ越しをされた方々も、そろそろ新生活に慣れてきたころでしょうか。そんな中、引っ越しに関するトラブルでお困りの方はいませんか。全国的には、年間2,500件前後の引っ越しサービスに関するトラブルが寄せられています。

▼引っ越しのときに、非常持ち出し袋に貴重品を入れた。引っ越し後、非常持ち出し袋の中の貴重品が無くなっていた。(20代：男性)

▼大学生の息子が引っ越し業者に依頼した。当日、都合が悪くなつたため朝一番で連絡したが、人件費、手配した車両代などを含めて約10万円を請求された。見積もり料金は約13万円で、約款には「キャンセル料20%」としか書いていなかった。8割近いお金を払わないといけないのか(50代：男性)

▼引っ越しの際、ガラスのテーブルが破損した。業者は運搬中の破損であることは認めたが、賠償額については購入時の金額ではなく、時価相当額しか払わないと言われた。(20代：女性)

新生活のスタートでトラブルは避けたいもの。契約前に次の点に留意しましょう。

- ①見積書の内容、料金設定が明確か
- ②強引に荷造り用の段ボールなどを置いていこうとしているか
- ③破損、紛失の場合の補償に関する説明は受けたか

また、公益社団法人全日本トラック協会が認定する「引越し事業者優良認定制度」による「引越し安心マーク」のある会社かどうかも業者選定のポイントです。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。